

邑久浄化センター運転開始

下水道が使えるようになります



市では、4月1日から図面のとおり、邑久処理区および牛窓処理区の下水道の供用を一部開始します。

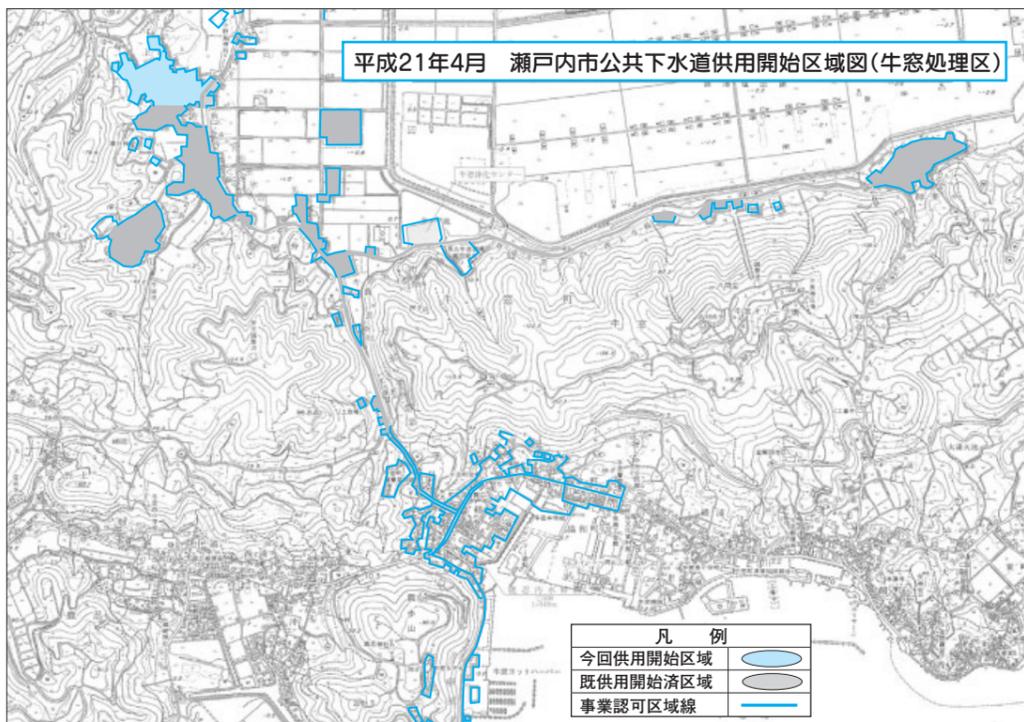
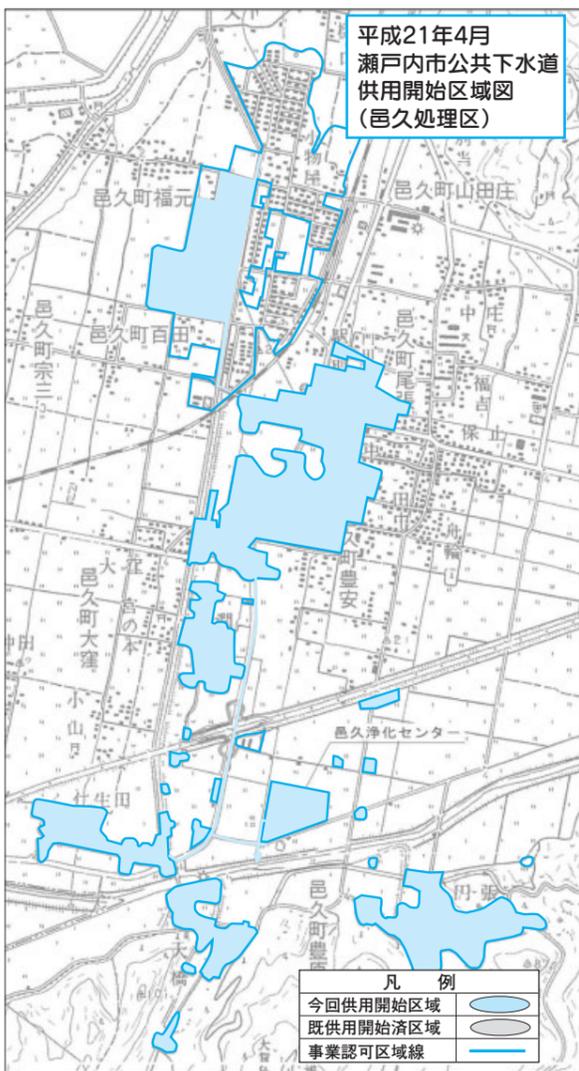
供用開始区域にお住まいで、汲み取り便所を使用の家庭は供用開始から3年以内に、浄化槽を使用している家庭は速やかに排水設備工事を行い、下水道に接続するようお願いいたします。

なお、排水設備工事は、市の指定している排水設備指定工事店以外では行えない

せん。必ず市の指定する排水設備指定工事店で、接続をするようにお願いいたします。

下水道は、川や海の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境を守ります。整備済みの地区において未接続の家庭は、早急な接続をお願いします。みんなできれいなまちをつくりましょう。

■問い合わせ先
市下水道課
☎0869-22-5151



市の組織が変わります

4月1日から、行政の効率化と市の債権確保のため、従来の機構・組織の改廃を行います。

収納推進課

歳入確保のため、税をはじめ介護保険料、後期高齢者医療保険料、保育料などの滞納未納整理を専門に行う、「収納推進課」を新たに設置します。

産業振興課

職員の定数削減をしつつ、スリムな体制づくりを進めるため、農林水産課と商工観光課を統合し、名称を「産業振興課」に改めます。行政効率化を図りながら、農林水産と商工観光の振興を目指します。

★その他の業務変更など

教育委員会が牛窓庁舎1階に

教育委員会をこれまでの牛窓庁舎2階から移動し、1階に配置します。

スポーツ振興係が邑久スポーツ公園に

社会教育課スポーツ振興係が、これまでの牛窓庁舎から邑久スポーツ公園（☎0869-22-1221）に移ります。

4月1日(水)～30日(木) 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧ができます

納税者の皆さんが土地・家屋の評価額を比較し、自らの土地・家屋の適正さについて理解・確認するため、土地・家屋価格等縦覧帳簿を、4月1日から第1期の納期限までの期間、縦覧することができます。

縦覧できる人は、瀬戸内市に所在する土地・家屋の固定資産税の納税者で、代理人の場合、委任状が必要です。本人の確認ができる運転免許証などをご持参ください。なお、縦覧場所は市役所本庁のみとなります。

また、土地・家屋の価格に対する不服（審査）申出期間は、納税通知書を受け取った日の翌日から起算して60日間です。

【縦覧帳簿の記載事項】

▽土地 所在地番、地目、地積、評

価額
▽家屋 所在、家屋番号、種類、構造、屋根、階層、床面積、評価額

【縦覧期間】

4月1日(水)～30日(木)(土・日・祝日を除く)
午前8時30分～午後5時15分

【縦覧場所】

瀬戸内市役所税務課
※閲覧(自分の資産のみを見ること)は、従前どおり各支所・出張所でも行っています。

固定資産税課税明細書の内容確認を

固定資産税の納税通知書には、土地・家屋の課税明細書が同封されています。課税明細書にある各物件の備考欄には、「住宅用地の特例」「新築住宅の軽減」「新築住宅の軽減(適用最終年)」「登記簿上の所有者」「公益減免」の情報が記載されています。今一度、適正な課税がなされているか、確認をお願いします。

■問い合わせ先

市税務課
☎0869-22-1181

固定資産税Q&A

Q 地価が下がっているのに、税額が上がるのはなぜ？

A 負担水準が低いことによって起こっています。負担水準とは、土地の評価額に対して、税負担となる課税標準額の占める割合です。地域や土地によって負担水準のばらつきがあり、このばらつきの幅を狭めていく制度です。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準の低い土地は税を引き上げていく仕組みになっています。ご理解とご協力をお願いします。

Q 固定資産税が急に高くなったのですが？(新築住宅軽減について)

A 新築の住宅に対して、一定の要件に当たるときは、新たに固定資産税が課税されることになった年度から3年間に限り、120平方メートルまでの面積の税額が2分の1に軽減されます。今回税額が高くなったのは、軽減適用期間が終了したことにより、本来の税額になったためです。